

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年4月12日開催 全国地方銀行協会／

令和5年4月13日開催 第二地方銀行協会]

1. リスク管理について

- 2023年3月のアメリカのシリコンバレー銀行の経営破綻の後、グローバルな金融市場ではリスク回避的な動きが見られ、金融市場や経済の先行きについては不確実性が高まっている。日本の金融機関は、総じて充実した流動性や資本を有しており、金融システムは総体として安定していると評価している。

ただ、今後の内外経済や市場の動向に予断を持たず、市場急変時にも機動的に対応できるリスク管理態勢を整えていただくようお願い申し上げます。

- 金融庁では、様々なリスクがあり得ることを念頭におき、日本銀行をはじめ各国の金融当局とも連携しつつ、内外の経済・金融市場の動向や、それが金融システムの安定性等に与える影響等について、引き続き強い警戒心を持って注視していきたい。

2. 事業者支援について

- コロナについては、社会経済正常化に向けた動きが進んでいる。改めて、これまでの大変な尽力に感謝申し上げます。
- コロナの長期化に加えて物価高の影響など、事業者のなかには引き続き厳しい状況に直面しているところも多いと認識している。今後は、特に債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まってくる。
- 2023年3月末の参議院の予算委員会において、岸田総理から、「借り手の事業者に最大限寄り添った総合的な支援に取り組んでいくことが重要であり、具体的には、
 - ・ REVICによるファンドを活用した事業再生支援

- ・日本公庫等による資本金劣後ローンの活用を通じた資本基盤の強化
- ・新たなコロナ借換保証制度の活用 等

を通じて事業者支援に万全を期していく」旨の答弁をしている。これから全国各地で説明会の開催も予定しているので、対応をよろしくお願いしたい。

3. 経営改革について

- 地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。
- 日本銀行による特別付利制度は2023年3月で期限を迎えたが、全国各地でこの制度を活用した再編が進んだと評価している。また、預金保険機構による資金交付制度も残り3年を切っている。これまで以上に時間軸を意識して、必要な改革を着実に進めていただきたい。
- また、2023年1月の意見交換会では、賃上げを含めた人的投資について検討をお願いした。2023年4月時点において、既に30を超える地域銀行が初任給やベースアップの方針を表明しており、歓迎したい。
この人的投資は、岸田政権が最も力を入れている政策であり、引き続き対応をお願いしたい。
- 地域銀行のガバナンスについては、役職員の各層の方との対話を進めている。2023年1月には、社外取締役の選任を含めた取締役会の構成や、取締役会での活発な意見交換の重要性などについて申し上げた。
こうした点に加えて、トップの考えや経営方針を社外取締役や営業現場の職員を始め、社内全体に浸透させることも重要と考えている。そのために、トップメッセージの戦略的な発信や、ITシステムを活用して社内全体の議論を活性化させている金融機関もあると聞いている。
引き続き、経営基盤の強化について、各金融機関との対話を丁寧に進めていきたい。

4. リテールビジネスのあり方について

- 今事務年度は、仕組債の問題や外貨建て一時払い保険の販売動向を踏まえて、リスク性金融商品全般に関する販売・管理態勢等について、モニタリングを行ってきた。

その中では、経営陣が主導して顧客へのアプローチを工夫するなど、顧客本位の取組みを行内にしっかりと定着させようと腐心している銀行がある一方、経営陣の関与が薄く、引き続き、旧来型のビジネスモデルの延長で、専ら当面の収益確保を重視していると感じられる銀行もあった。

- 2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、より良い取組みを行う金融機関が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指してきた。

その後、足元までの預かり資産残高等の推移を見ると、ネット証券が台頭しているほか、対面金融機関の中でも顧客獲得数に差が出てきている。

- 特に、2024年からは、新しいNISA制度が始まり、国民の資産形成に向けた動きが加速すると考えている。

個人顧客向けのリスク性金融商品の販売にあたっては、顧客の最善の利益を追求するビジネスモデルの確立に向けて、真摯に取り組んでいただくことを期待している。また、その際には、各行の経営戦略に応じて、他の分野に資源を集約することも1つの選択肢ではないかと思っている。

金融庁としては、モニタリング等を通じて、顧客本位の取組みが進むようこれからも対話を続けていきたいと考えている。

5. 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」について

- 2023年1月に発生した狛江市強盗殺人事件を含め、SNS上で実行犯を募集する強盗事件が広域で多発し、また、特殊詐欺被害も急増している。こうした情勢を踏まえ、2023年3月17日、標記の緊急対策プランが策定された。

- 金融庁関連の施策としては、

- ① 預貯金口座の不正利用防止対策の強化として、
- ・ 不審な出金等がある口座について取引時確認を徹底・強化すること、
 - ・ 店頭窓口で取引する際に、詐欺被害が疑われる顧客への注意喚起を徹底・強化すること、
 - ・ 制度改正を含め、非対面の本人確認において公的個人認証の積極的な活用を推進すること
- ② 帰国する在留外国人から譲渡された口座を犯罪者グループ等が悪用することのないよう、
- ・ 在留期限に基づいた口座管理を強化すること、
 - ・ 在留期限情報の共有態勢を検討すること

が盛り込まれている。

- 今後、関係する業界団体とも意見交換を行いながら、関係省庁と具体策を検討していきたい。

6. マネロン対策等のシステム共同化について

- 令和4年度補正予算で措置された「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」について、2023年3月、全国銀行協会の子会社のマネー・ローンダリング対策共同機構を含む2社を補助事業者として決定した。本事業を通じ、金融業界全体のマネロン対策等の高度化が図られるよう、金融庁としても積極的に支援していきたい。
- 各行においては、中長期的な視野に立って、自行のマネロン管理態勢をどう高度化していくのか、その中で共同システムをどう活用できるのか、引き続き検討を進めていただきたい。

(参考) 以下の2社を補助事業者として決定 (2023年3月27日公表、五十音順)

- ・ SCSK(株)
- ・ (株)マネー・ローンダリング対策共同機構

7. 金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査結果の還元及び「取組方針・取組状況」の充実について

- 先般、地域銀行向けに金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施した（調査結果は2023年4月11日に金融庁ウェブサイトで公表済み）。
- 調査結果について懸念点をいくつか申し上げますと、
 - ① リスク・リターン・コスト等を含む商品性の事前検証について、3割弱の銀行で「実施していない」との回答があった。
 - ※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では「個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか」が監督上の着眼点とされており、また、顧客本位の業務運営に関する原則6においても「顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」とされている。
 - ② 三線管理について、1割強の銀行で準拠性に留まらない検証※を「実施していない」との回答があったほか、ごく一部の銀行ではあるが、販売手数料の高い金融商品の販売に傾注しないための工夫・検証や苦情を踏まえた販売態勢の検証・見直しを「実施していない」との回答があった。
 - ※ 例えば、高齢者に外貨建て一時払い保険を販売する際、行内規定で親族の同席が必要と規定している銀行が多いが、同席有無の外形的な事実のみの検証に留まり、販売偏重等について検証していない事例も散見される。
- なお、これまでのモニタリングを踏まえると、「実施している」と回答した銀行の中にも、そうした取組みができていない先が多く、実際の販売態勢や営業実態について認識できていない先があることが懸念される。
- こうした取組みを行わず、「顧客の最善の利益」を追求していくことは困難であると考えており、改めて現状の取組結果や態勢について検証いただくとともに、必要に応じて、「取組方針」を見直していただきたい。
 - ※ 四半期最終月の販売偏重や外貨建て一時払い保険の販売偏重がないかといった点についての検証も含む。
- また、仕組債の販売について、多くの先で「2022年11月末時点で取扱無

し」との回答があった。この点、金融商品全般の適切な販売態勢の構築の観点からは、販売停止の事実よりも、内部でどのような議論を行い、どのような理由・考え方で停止に至ったのかという点が重要と考えている。

なお、仕組債の販売を継続する場合は、適切なリスク・リターン検証結果に基づき、「顧客の最善の利益の追求」の観点から、経営陣が責任を持って判断していただきたい。

- 金融庁としても、継続的に金融機関のモニタリングを行い、販売・管理態勢の向上に資する問題提起を行っていくが、経営陣におかれては、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

8. 各地域における事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会

- 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響を受け、厳しい状況に置かれている事業者が存在。特に、債務が増大した事業者に対し、事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まってきている。
- 政府においては様々な支援策を用意しているが、事業者からは「政府の支援策が地域金融機関の現場まで十分に浸透していない」等の声も聞かれており、各地域において、官民金融機関や認定支援機関、経済団体等を対象に、事業再生支援等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催する。
- 具体的には、2023年4月17日に、全国団体を招いたキックオフ会議ならびに東京・千葉・神奈川の関係機関を対象にした説明会を開催し、その後、6月にかけて、全国各地で地域ブロックごとの説明会を開催していく予定。
- 各金融機関においては、本説明会を、政府の支援策の理解促進に役立てていただき、事業再生支援など、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援に、より一層取り組んでいただくようお願いしたい。

9. 経営者保証に係る監督指針改正について

- 経営者保証について、改正監督指針が 2023 年 4 月 1 日より適用された。内容については既に説明会などで周知の通りだが、今後保証契約を締結する際には、保証の必要性等をより詳細に説明することを求めている。その中で、根保証契約に関して 1 点お願いを申し上げたい。
- 4 月以降に締結される根保証契約については、根保証契約締結時に、改正監督指針に基づく説明がなされることになるが、3 月以前に根保証契約が締結されていた場合、(民法上認められている) 最大 5 年間、改正監督指針に基づく説明がなされない可能性がある。
- そのため、各金融機関には負担が生じることになるが、3 月以前に根保証契約を締結した取引先については、個別融資の実行時や顧客訪問のタイミングで構わないので、保証人に対して改正監督指針に基づく説明を早期に行っていただきたい。
- なお、本件も含め改正監督指針に基づく運用等に不明点があれば、お近くの財務局や金融庁まで問い合わせいただきたい。

10. 地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組について

- 新型コロナウイルス感染症や物価高等の影響を幅広い地域・業種の事業者が受ける中、地域経済の成長の支え手である地域金融機関の役割がより一層重要となっている。
- 金融庁では、地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、2022 年度において、
 - ① AI や ICT 技術を活用した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究
 - ② 業種別の経営改善支援の効率化に向けた調査・研究の 2 件の調査・研究（委託事業）を実施し、取りまとめた調査・研究結果について、2023 年 3 月 30 日に金融庁ウェブサイトにて公表した。
各金融機関におかれては、これらの調査・研究の結果等を活用しながら、引き続き事業者支援に取り組んでいただきたい。

- また、地域金融機関の現場職員の間で、地域・組織・業態を超えて事業者支援のノウハウ・知見を共有する取組についても引き続き後押ししていくので、各金融機関におかれても、現場職員の方々の積極的な参加・活用を後押ししたい。

11. 全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究について

- 金融庁において法制化の検討を進めている事業成長担保権について、実務上の具体的な活用イメージを提供するため、2022年4月より、既に類似の全資産担保を活用した融資実務が根付いている米英の担保制度や実務に係る委託調査を行い、2023年3月31日に、その成果物を金融庁ウェブサイトにて公表した。
- 当該調査では、米英の制度や実務の調査に加え、日本における事業性融資を後押しする観点から、当該調査結果を踏まえた日本の実務への示唆について、研究会にて議論した成果も取りまとめた。
- 貴協会においては、研究会へ参加し、議論に協力いただき、感謝申し上げます。事業成長担保権の法制化や実務上の環境整備に係る検討については、引き続き忌憚のない意見をいただきたい。

12. 地域企業経営人材マッチング促進事業の令和4年度実績等について

- 地域企業経営人材マッチング促進事業について、2022年度はREVICareerを活用したマッチング実績が二桁に上るなど、活用が進んできており、大企業人材や求人票の登録についても年明け以降、さらに伸びてきている。
- また、各金融機関の意見を踏まえ、REVICareerのシステム改修を行い、2023年3月28日より、各金融機関が求職者を検索する際に研修の受講履歴も確認できるようにする機能等を追加した。今後も意見を踏まえながらREVICareerを改善してまいりたい。
- 今後、REVICareerの大企業人材拡大に向けて、REVICにて、地域の大企業へのREVICareer利用の呼びかけを予定しており、各金融機関の地元で関

心を持たれそうな企業があれば、ぜひ人材マッチング推進室まで紹介いただきたい。

- 引き続き、REVICareer を活用しながら、地域の中小企業の人材ニーズに応えていただきたい。

13. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として、主要行等及び地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組を後押しする観点から、各行が公表された実績をとりまとめてウェブサイトで公表しており、2023年3月17日に、2022年度上期分(4月～9月)を公表した。
- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

14. LIBORからの移行対応について

- 金融庁は、日本銀行と合同で、2022年12月末基準での「第4回LIBOR利用状況調査」を実施し、2023年3月24日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORを参照する契約については、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることが確認された。また、未対応の残存契約を有する金融機関においても、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。シンセティックLIBORを利用する契約は、「円」と「ポンド」ともに僅少なながら残存しているものの、「円」については実質的な移行対応は完了していることが確認されたほか、「ポンド」についても移行対応完了の目途が立っていること

が確認された。

- 各金融機関においては、シンセティック LIBOR の通貨別の公表停止状況を踏まえた適切な対応を今後も計画的に実施いただくとともに、公表停止まで残り3ヵ月を切ったドル LIBOR については、公表停止期限である 2023 年 6 月末までの時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き日本銀行と連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応を求めていく。

15. 外国企業の口座開設対応について

- 政府においては、イノベーションの創出や海外経済の活力の取り込みを通じ、日本経済全体の成長力を強化する等の観点から、対日直接投資の促進に取り組んでおり、2021 年には「対日直接投資促進戦略」を策定した。その後、同戦略に掲げられた事項や、対日直接投資を推進するために重点的に進めるべき事項を検討するため、対日直接投資推進会議のワーキンググループにて議論が進められ、2022 年 12 月に「中間整理（取組の方向性）」が取りまとめられた。
- その中で、ビジネス環境の整備のため、外国人・外国企業の口座開設の円滑化等に取り組むことが盛り込まれ、金融庁において、JETRO、全国銀行協会と連携の上、2023 年 3 月に JETRO のウェブサイト（日本語版、英語版両方）へ法人口座開設に必要な一般的な書類等を掲載した。

（参考）中間整理（取組の方向性）（2022 年 12 月 23 日公表）

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

（6）ビジネス環境の整備

- JETRO との連携等による銀行口座開設の標準手続の英語での公表等の取組を通じて、外国人・外国企業の銀行口座開設を円滑化。【金融庁、経産省】

（参考）JETRO ウェブサイト（2. 法人口座開設）

https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section1/reference.html

- 各金融機関においては、引き続き、外国人個人の銀行口座開設対応を含め、丁寧な顧客対応に万全を期していただきたい。

16. 国連安保理決議の着実な履行について(北朝鮮関連)

- 2023年4月5日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022年7月から2023年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表。
- 同報告書では、
 - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
 - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。
- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

17. NISAの周知・広報について

- 先般、税制改正大綱に盛り込まれたことをお伝えしていたNISAの抜本的拡充・恒久化については、改正税法が成立して、新しいNISAが2024年1月より開始することとなった。

- 新しいNISAに対する国民の関心が高まっているので、政府としては、こうした機会をとらえて、特に年内において、各金融機関と連携を密にして、①ライフプランに基づく資産形成の重要性、②これを踏まえたNISAの賢い活用、などのメッセージを国民の幅広い層に届けられるよう、周知・広報活動を活発化したいと考えている。
- このため、各行には、現場レベルも含めて、NISA等についての周知・広報活動の積極的な展開と、金融庁も含めた関係団体の連携強化を改めてお願いするものであるが、その際に以下の2点に留意いただきたい。
 - ① NISAの周知・広報に当たっては、必ず、ライフプランに基づく資産形成の重要性を併せて周知していただいた上で、資産形成のための選択肢の一つとして、NISAの活用が考えられる、と正確にお伝えいただきたい。
 - ② NISAの活用は、投信や株式等に対する投資なので、値下がり等のリスクを負うこと、また、NISAは、長期・積立・分散の投資を推奨するものであることを、明確にお伝えいただきたい。
- この2点については、実際に顧客に案内をする現場に周知願いたい。金融庁としても、周知に活用できるコンテンツのサンプル(参考)になるものを至急、検討中であり、今後、早急にフィードバックするので、必要に応じて、活用願いたい。

18. 金融行政モニター制度について

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳

格に担保。

- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改革に繋がっている例もある。
- 最近寄せられた意見では、ホームページの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が必要とされているのではないかといったものがあり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースに関するものもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組を見直していただきたい。
- 3 月 31 日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たな NISA 制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等についてご意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。
- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になるというようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただきたい。金融行政モニター制度を貴協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。
- 他方、国民や顧客の目から見て、適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

（以 上）